

○加瀬完君 事故の原因は、原付二輪車というのが非常に多いわけです。ですから事故を防ごうと思えば、事故を多く起こしているものに規制がきびしくなければならぬわけです。普通と同じではまずまず事故はいまの状態が助長されるということにもなるわけでございます。その点を伺つておるわけです。

○説明員(片岡誠君) 御承知のように、オートバイは自動車と違ひまして、体を露出して運転をいたしております。したがひまして、事故を起こしました場合に、死傷する率が非常に高うござい

ます。私どもといたしましては、事故原因になると同時に、乗っている人自身の生命を守り、けがをしないようにという意味で、御承知のようにヘルメットをかぶらず法規制をいたしまして、現在まだそれが高速道路と自動車専用道路だけでござい

ますけれども、指導として各県ではヘルメットをかぶる運動を相当やっております。近い機会に法令改正いたしまして、ヘルメットをかぶつて運転する道路の区間をもつと広げまして、ヘルメットをかぶることをやつていきたくと思つております。

○加瀬完君 それから事故原因を調べますと、酔っぱらい、それから規則違反といひますが、そういうものが非常に多い。その中でも未成年の酒酔い運転というのが非常に多いわけです。これは年々増加しております。これは交通局の対策だけではどうにもならないわけでございますが、むしろ法務省あたりに聞かなければならぬわけでありまして、未成年者の飲酒というのに対する取り締まりといひますが、規制というものが非常にルーズだと思ひますが、この点は長官でもつて

のであるというよりは、社会的な風潮でござい

ますので、今後の問題として、私どもは成年をも含めまして、酒に酔つて運転をするということを重点的に取り締まりをしてまいりたい。加瀬委員の御質問は、その根源にさかのぼつて、酒を飲むこととそれ自体をもつと取り締まれという御意見かと思つておりますけれども、これは法律があり、罰則があるからといつて、それだけでは片づかない問題で、もう少し社会風潮として、そういうことをさせない運動というものを起こさなければならぬんじゃないかと思つております。

○加瀬完君 確かにそれはありますけれども、交通事故の原因調べによりますと、未成年者の酒酔い運転というものが激増しているわけですね。だから未成年者の飲酒というものを社会教育の上からだと、青少年の指導保護の面からということもあり得ますけれども、交通事故を少なくするといふ目的からいつても、もう少し重点として取り上げなければならぬ私は問題だと思つております。隊長さん、この点はいかがですか。

○説明員(片岡誠君) 確かにやはり仰せのとおりだと思ひます。第一線でも酒酔い運転による事故を防止するために、特に若い人たちの酒酔い運転による事故を防止するためにいろいろの手を打っております。たとえば、よくございまして大工さんだとか、棟上げの上様式をいたします場合に、いままでであれば酒を出してある。それを出さなくて、びん詰めの酒を出して帰らすとか、あるいはドライブ・インで酒を売ること自粛さすとか、いろいろその土地土地の実情に合った対策を現在いたしております。

がつておりました。こういう点が、ひとつや

り考えなければならぬ点じゃないかと思つて

ござい

ます。まあ財政局長お見えのようでござい

ますが、問題は、どんなに規制したところで、法律の規制だけで道交法の目的が達せられるわけではないと思つておる。まあ警察庁からいただいた資料によりますと、国道が表側よりはだんだん裏側、大都市よりは近郊の都市、こういう形に事故が移動をいたしております。そして飛び出しとか遊戯中とかいうようなものが多くなつてまいります。これは法律規制だけではどうなるわけでもないわけですね。ですから、その点やはり今度百四十億ですか、反則金をそういう安全施設の財源にするといふことでござい

ますが、

それが、安全施設が完備するに

はほど遠いと思つて

おります。そこで私はちよつと調べたわけ

でございますが、いま国道と元一級国道あるいは二級国道、それから主要府県道、それから市町村道といふように分けま

○政府委員(細郷道一君) 今回の反則金は、一応年間百四、五十億を見込んでおります。法律にも、当分の間これを地方の交通安全対策費として出す、こういうように仕組んであるわけでありま。何年間やつたら地方の交通安全施設ができるか、整備されるかということは、いろいろやはり

道で子供が遊戯中に事故を起こす、あるいは特定の財源の対象にならないような道路での事故というものが非常にふえてゐる。またそういう問題を解決するためには、私は反則金を財源とするだけでは、道路交通の安全の目的を達することにはほど遠い、こういう点は御認識をしていただかな

○政府委員(細郷達一君) おつしやるとおり、交通安全の完べきを期するには、やはり広く社会環境をよくするというのが必要であろうと考えております。したがいまして、それには政府の關係各省におきましても、それぞれの立場で、その充実に向かわなければいけない、こういうふうに思っております。

すると、要望というものをものと政府を自治省にやりが受けて立つという方法をとらなければどうにもなりませんね。問題がある、問題の一部分を解決する法律をつくる、その法律の一部分をまた決する対策を地方から集めていくということでは、この問題の解決にはならないと思うわけで、私がいろいろ申し述べましたような点を御考

感をいただきたい。要望を申し上げまして、質問を終わります。

○松本賢一君　もう大体各委員さん方から質問が出尽くしておりますので、簡単に一つ、二つお聞きしておきたいと思いますが、いまお話が出ておりましたので、それに関連してひとつお尋ねするのですが、交通安全対策の交付金というものは、これはいわゆる基地交付金みたいな助成交付金なんでしょうか、それとも普通の交付金なんですか。つまり交付税の算定の基礎になるのか、それから全く除外されるまるまるの地方自治体の収入になるのか、そういう点ひとつお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(細郷道一君)　いま考えておりますのは、今回の反則金収入による交付金は、目的を縛っておる関係もございますので、交付税の収入算定はいたさないでまいりたい、かように考えております。

○松本賢一君　という、いわゆる基地交付金のようなものになるわけですね、地方自治体からいうと。

○政府委員(細郷道一君)　国から地方へ交付されるという意味で交付金でございますが、基地交付金は、御承知のように用途がきめられてあるというふうなことでなく、いわゆる一般財源的なものになっております。こちらのほうは御承知のような交通安全対策に使う、こういうふうになっておる点が違つて存じます。いまひとつは、額も非常に総額として違つております。そういった意味で、これらのほうが交通安全対策費としては効果がある、こう思っております。

○松本賢一君　同じことを聞くようですが、目的は違つてはいるけれども、金の入り方としては、つまり普通の税金なんかの入つてくるときには、それが七割ですか、交付税の基準財政収入に計算されて、地方自治体側からいうとまるまるの収入は三割しかないということを俗に言うのですが、そういった性格のものじゃない、十割の収入になる性格のものなんですか。

○政府委員(細郷道一君)　基準収入に入れません

から、そのものが財源になると思ひます。ただ、御承知のように、基準収入に入れた場合は、それに見合ひの財政需要を立てるという問題が別個にあるわけでございます。

○松本賢一君　それからこれは自治省の方にお尋ねするより、むしろ建設省の方に……。おわかりならちよつとあれしてもらいたいのですが、この間国会通過した通学路に係る交通安全施設等の整備の特別法ありましたね、この間通過した。あれと、それからいわゆる三カ年計画というのありますね。これとの関係、こちらのところを大まかに説明していただければと思ひます。

○政府委員(細郷道一君)　この間の法律は、御承知のように学校周辺の通学路の安全を確保するということが一つと、いま一つは踏切道の整備をしたい、特に道路側の面において整備をしたい、この二つが中身になっておるわけです。現在ございまして交通安全三カ年計画では、踏切道は含まれておりません。通学路に当たるほうの施設につきましては、その施設がいろいろ、具体的にはたとえば信号機の設置であつたり、あるいはガードレールの設置であつたり、歩道橋をかけるという問題であると思ひますが、そういう種類のものはいま安全計画に入つておるわけでございます。しかし、先ほどお答えいたしましたように、これを集めてみますと、どれくらい規模になるかということ、いまちよつとわかりませんので、全部集めて政府でそれをまとめた実施計画にする際には、要すれば安全三カ年計画を一部修正をするというふうなことも考えられると思ひます。

○松本賢一君　そうすると、あの法案に対する財源として約三百億ということがうたわれておりましたが、そうすると三カ年計画、あれは現在のところ約六百億ですか、この六百億とあの三百億というものは、ある程度重なつてしまふことになるわけですか。

○政府委員(細郷道一君)　三カ年計画は事業量にして六百億、四十一年が約百億、それからことしの四十二年度が二百五十億、四十三年度が残りの

二百五十億、一応こういう予定をいたしております。ことしの二百五十億分につきましては、国においてもそれ相当の額の措置をいたしまして、また地方におきまして、先般御審議をいただきまして、交付税算定等におきまして、その地方負担を完全に見るようにはいたしたわけでございます。

ただ、先ほどお話の出たおりました今回の法律によつて、実際の事業量というものが出てまいりまして、その事業量を、あの法律は御承知のようにことしと来年の二カ年で整備をいたしたい、こういうふうなことになるわけでございまして、出てまいりました事業量を、本年の残りの期間内及び来年度においてどういふふうに当てはめていくかということが必要になるわけでございまして、その際は、必要があれば、先ほど申し上げましたように、安全三カ年計画というものを一部改定をしてやつていく、あるいはまた、これはこれで別個に、安全計画の外にはみ出た分は別個のものとしてやつていくか、それはなお事業量を見たとの検討問題でございますが、実質的には改定をされて、それだけ増強されるということになると思ひます。

○松本賢一君　それからこの三カ年計画なり、それから新しくできた通学路の安全施設の整備法による事業、こういうものの財源と、先ほどの交通安全対策特別交付金というものは、どういう関係になるわけですか。

○政府委員(細郷道一君)　今度出てまいります通学路等の事業計画をとつてみないとわかりませんが、その中には国の補助対象にすべき事業と地方単独にすべき事業と分かれてまいらると思ひます。その際に、今回の交付金は地方の単独事業に充てるということにいたしておりますので、単独事業の部分につきましては充てていく、こういうことになりまして。

○松本賢一君　そうすると、単独事業は単独事業として従来どおりのような財源措置を考へていく、そしていまの特別交付金の方は、それ以上

に地方自治体が必要に応じて何かを交通安全のためにやるということにするような、私は希望的な観測を持つていたのですが、そうじゃないのですか。

○政府委員(細郷道一君)　現在の交通事情にかんがみまして、交通安全対策施設を充実したい、いま以上に充実をしたい、そういう気持ちがございます。いま、今回の反則金につきましても、国の補助事業の裏負担には充てない、地方の単独事業に充てる。それは各地方団体が従来も地方の単独事業をやつておつたわけでございますが、それにさらにこの分が上乗せになるように私どもとしては指導してまいりたい、こういう意味で反則金収入は特に増強充実の種になる、こういうふうに考えております。

○松本賢一君　ですから、いま上乗せになるということは、そうすると、その三カ年計画なり、今度の新しい法律なりによつて計画される単独事業というものは、この特別交付金はないものとして一応財源措置を考へていく、そしてその上乗せになることを、何か地方自治体が独自に考へてやつていくということができるような財源になるという意味でございまして。

○政府委員(細郷道一君)　そういう考へ方でございまして。

○松本賢一君　それじゃひとつ確認さしてもらいます。

それから、警察のほうにお尋ねしたいのですが、きのう鈴木さんから質問がありました積載量の超過の問題で、雇い主側のほうにも同一の責任があるのだから同一の、何というか、体刑なら体刑、罰金なら罰金というものを考へるべきだという議論があるわけですが、これに対して、いまの命令を下して実際にやつた場合には、これは教唆ということになるのだから、同罪もしくはそれより重い取り扱いを受けるということをおつしやつたのですが、そのいままでの実例を、一、二示してもらいたいと思ひます。

○説明員(綾田文義君)　長崎県でのこれは処分結

果が出た例でございますが、運行管理者が積載の下命をしまして、そして運転者が実行しまして、そして運行管理者も運転者も罰せられたわけですが、運転者は三人ありまして、おの罰金三千元、四千元、五千元、運行管理者は一万五千元の罰金を課せられたという判決でございます。それから同様な例も大阪あるいは兵庫におきましてあったという報告が私どものほうへまいっております。

ただ、体刑につきましては、さつきも申し上げましたように、今度初めてつけるものでございまして、積載につきましてはそういう体刑の例はございません。それからさらに一般の教唆、補助につきましては、一番多いのは無免許の下命容認でございますが、無免許の下命容認に関する教唆につきましては、雇用者あるいは運行管理者が体刑になっておる者もございまして、ただし、その場合には、大体道交法違反だけではなくて、道路運送法の無許可営業とか、ほかの特別法犯との併合罪でございまして、そういう事例は相当たくさん報告がまいっております。

○松本賢一君 その点は了解をいたしました、反則金の問題につきましてちよつとあれですが、これは反則金はいろんなことがあつてあります、事故を伴つた場合には、もう一切反則金の取り扱いはしないで、従来どおりの、何というか、刑事になつていくわけですか。

○説明員(綾田文義君) はい、そのとおりでございますが、たとえば信号無視をして事故を起こした。とにかく信号無視が何らかの原因になつて事故が起つたという場合には、すべて本制度に乗る場合と、人身を伴いますと、業務上過失との併合罪というふうになる場合が多からうと思ひます。この制度に乗つておりません。

○松本賢一君 そうすると、どんな、何というか、軽微な違反であつても、その反則金制度の中へは入らぬということなんですか、事故を伴えば。

○説明員(綾田文義君) 事故を伴うという、酔つて事故を起こした場合、たとえば免許証不携帯の者が事故を起こしたという場合には、通常の場合には不携帯が事故の原因になるという場合は大體ないわけでございますから、ほとんどまあ、あるいはそれは不携帯で、非常に警察官につつかまるかもわからぬと思つて、びやひやしておつて事故を起こしたという場合もあるかもしれませんけれども、そういう場合でも、大體の場合はこの制度に乗るようになると思ひます。しかし、その違反が一つの原因であつたという場合には、この制度に乗りません。

○松本賢一君 どうもあんまり結果にとらわれ過ぎておるやうな——大體この法律は私はそんな感じがするのですが、結果にとらわれ過ぎておるやうな。もう、そうすると駐車違反のやうな場合、ちよつとやつて、そこにあつたために、その車がなければ事故が起らなかったけれども、その車がそこへとまつていたために事故が起つたという判定をされる場合には、これはやつぱりそういうことになるわけですか、反則制度の中へは入らないで、もう罰金になつちやうという、そういうことになるわけですか。

○説明員(綾田文義君) 駐車の場合は、普通駐車をしておつて、そうして車がうしろから追突したという場合には、追突した運転者が、普通いわけの安全運転義務、前方不注意という過失によつて事故を起こした場合は、その場合は駐車は原因にならないと思ひます。

○松本賢一君 こまかいことを言うようですね、多少原因になる場合もあるでしょう。ここにいた場合に、駐車している車の前かうしろを飛び出したり何かしたやうなときに、その車がなければよく人は見えるのだけれども、その車があるために見えなかつた。駐車しちやいかなところへその車とまつていたんだと、これは明らかに原因になるのじやないかといつたやうな場合もあるんじゃないですか。あんまりこまかいことを言うようですね、どうでしょう。

○説明員(綾田文義君) そういう場合は、非常にまあ微妙な問題がありますので、これはどちらに過失があつたかというの、事故の判定の上において非常にむづかしいでございます。やはり個々の具体的ケースについて判定を下すよりほかはないと思ひます。一般的には言えないのじやないかと思ひます。

○松本賢一君 それから、これはこの前本会議で質問したのですが、反則金の中で相当な割合で常識で考えるときには違反ではないかと思はれるやうなものが、この中に取り入れられておると思はれるのです。たとえばスピード違反の、きのうも鈴木さんの質問にもありましたけれども、二十五キロなんというやうなものになつてくると、これは相当抵抗を感じると思ふ。積載量も無制限にオーバーしても、一回限りだつたら反則金でいくといふやうなことであつて、それが双方が同時に、倍の荷物を積んで、二十五以下のスピードオーバーであつたら、これも一回限りでは反則金だといふやうな、これもちよつと常識で考えたら非常に大きな違反だと思はれるやうなものがこの中に取り入れられておるといふ点に、われわれ非常に抵抗を感じるので。

この前本会議で質問したのですけれども、そういう点どうしてこつたやうになつたんですか、ひとつが考へると、統計数字を見ますと、スピード違反、非常に数が多い、数が多いからその大部分をこれで片づけてしまおうといふことになる、そんなところまで持つていかなければならぬといふことになるのですけれども、そこはもう少し慎重にやらなければならぬかといふやうな感じが思ひますが、その点ひとつ大臣なり長官なり、課長さん、皆さんの御意見を伺つてみたいと思ひます。

○説明員(綾田文義君) まず事務局の検討の過程を申し上げますと、先生もおつしやるやうなことは、われわれも非常にこの案をつくる事務的な段階において、長い間検討をしまして苦しんだ問題でございます。特にたとえば過積載の場合は、十

割以上はいきなり刑罰にしたらどうかという案を立案の過程にありましたけれども、それからスピード違反につきましては、あるいは二十キロという意見もありました、あるいは三十キロという意見もありまして、いろいろ検討したわけですが、一応まあスピード違反について簡単に御説明いたしますと、これは、私が申し上げるまでもないことでございますけれども、スピード違反がなげ危険かという、これはまず第一には衝突した場合は破壊エネルギーというものが、スピードの自乗に比例して大きくなるわけでございます。それから停止距離、停止距離も同様にスピードの自乗に比例して長くなる。また、ハンドルを切るという場合に、やはりスピードの自乗に比例して遠心力を増しますために、非常にハンドルが切りにくくなるという点、それからもう一つは、車の流れを著しく乱して、非常にまあ危険であるといふ、この二つの危険性がスピード違反にはあるわけでございます。そういう観点から私どもの科学警察研究所のほうにも依頼いたしまして、まあ専門家の、技術家の人にも検討してもらつたんでございますが、大體六十キロの場合を考えますと、これは専門的で私もあれでございますが、二十五キロ増した場合に運動エネルギーが大體倍になるわけでございます。それから大阪、東京等の交通スピードの測定を各路線についてやりますと、大體まあ二十から二十五が、あるいは二十五以上が非常にだんだん少なくなつて、やはり著しく車の流れを乱すやうな車がそれであるといふことがわかつたわけでございます。

それからまあ運転者自身につきましても、實際道路環境とか天候などの環境の変化に基づきまして、運転者が感じている速度と実際の速度の誤差というものは、大體二十から二十五キロのところである。追いつき動作に入る場合も、普通二十キロ程度、速い速度のものが追いつき入るといふことで、大體二十キロから二十五キロという線が出たわけでございますが、先生おつしやるのは、おそろく法定速度の六十キロの場合に八十五キロ

じや非常に危険じやないかということだろうと思
うのですが、大体全国で相当、たとえば東京と
か、一応原則四十キロというように指定方法を
やっておりますが、そういう公安委員会による指
定の速度というものを全国的に考えますと、まあ
二十五キロでいいというふうな結論に達しまし
て、私もはこうしたわけでございます。おそろ
くこうすれば、こういう制度ができれば、もうあ
るいはまたスピードの違反状況もまた相当これに
よつて削減されて、変わってくるのじやないかと
いうような考え方を持っております。

積載オーバーの場合も同様に、これは破壊エネ
ルギーというのは、これはまあ摩擦係数もござ
いますけれども、積載の量、重量に比例して増す
ということになります、これも日産、その他自
動車工業関係へいろいろ科学的な検討を頼みま
して、一応現在のような案をつくったということ
でございます。

○松本賢一君 これはまあそういう議論をし
ますと、これはあるいは水かけ論になるかもしれ
んし、私のほうで言ひ負かされてしまふのじやない
かとも思ひますけれども、とにかく交通事故とい
うものはスピードというものがつながらるものであ
るといふ、国民は非常に強い関心を持っているわ
けですね。そのやさきに制限速度六十キロの場合
は八十五キロ未満までは、あるいは四十キロの場
合は六十五キロ未満までは、比較的簡単なことだ
から反則金で処理するのだということをやられる
と、非常に、一番慎重であるべきスピードという
ものに対するものの考え方が何となく乱れてしま
うのじやないかと思ひます。そうして、警察で
お出しになつておるスローガンもスピード制限、
スピード制限、ブレーキは早目にスピードはゆつ
くりとというのをしよつちやう言つておられる
のに、ははあ八十五キロまではそれじや罰金には
ならぬのかと、こういうことになるわけですね。

そういう、だんだんどうも私もには非常に抵
抗を感じるので。そうして、こういう制度を非
常に思ひ切つた、きのうも参考人の方も言われ

ように、非常に思ひ切つた改革である。こういう
ものをおやりになる際に、慎重過ぎるぐらゐ慎重
であつてもいいと思ひます、こういう点はまた特
に思ひ切つておやりになつておるわけですね。ス
ピードの制限と積載量の制限に対しては非常に思
ひ切つて大幅にやつておられる。

私は実は統計をちよつと見てみたのですが、二
十五キロのところまでとりますと、大体スピード
違反が、去年のこれは警察でおつくりになつた統
計だと思ひますが、公安委員会の統計ですが、
去年八月から九月にかけて一カ月の間で九万七千
八百件スピード違反がある中で、二十五キロ以上
というのは一割に足りない数字なんです、二十
五キロ以上というのは、二十キロ以上をとつて、
大体二割ですか、その程度になるわけですね。で
すからあながち、やつぱりほとんどは十五キロか
ら二十キロまで、あるいは十キロから十五キロと
いつたようなところが圧倒的なんです。この件数が多
いわけで、それにもかかわらず二十五キロに線を
お引きになつたということが、どうも非常に慎重
であるべき警察の方がおやりになつた仕事として
は、われわれむしろ逆に言ひたいようなものなん
ですよ。もつと制限を緩和したらいじやないか
というような案が出てくるだろうと思ひます。さ
きに、こつちからこういうことを言わなきゃな
らぬような案が出てくるというの、どうもおか
しいのですよ。

そういう点、私はまた実際に運転した経験もあ
るし、運転する人たちに聞いてみるのですよ。
二十五キロをオーバーした経験がおまえたちある
かという、それは夜中に車の一つもないとき
には飛ばしてみたいこともあつたかもしれぬけれ
ども、普通はそんなことはないです、こういう返事
が大方ですよ。二十五キロをオーバーするという
ことはない。そうすると、二十五キロをオーバー
するといふことは、よほどスピードの好きな人が
やることなんで、普通起こらないことだと思ひ
ますが、そこに線を引かれたといふことは、どう
も納得がいけないのです。こういう点ひとつ大

臣……

○鈴木壽君 きのうもちよつと触れたことで、い
ま松本先生御質問になつておりますが、これはか
りに二十五キロという線でも、場所によつては二
十五キロでもいいというふうなところも私もあるの
じやないかと思ひます。場所によつてはたんだ
んとした道路で、ほとんど車も通らないというよ
うなところ、それからいゝゆる道路そのものの安
全施設というふうなものがあるといふような場
合があるし、しかし、一方また、都市あるいは都
市の周辺のそういうところの道路というのは、も
し二十五キロとか二十キロというふうなことに
なると、これは事故のもとになるので、非常にあ
ぶないことだと思ひます。ですから、一がいには
私言えないと思ひますけれども、しかし、しほる
場合には、心配ないようなところといふことをめ
どにしてやるのじやなしに、心配のあるところを
基準にした一つのしほり方、線の決定というよう
なものをやらなければいけないと思ひます。す
ね。追ひ抜きの場合なんか許されておることであ
るし、どこでもやれるわけじやない。許されたこ
ろでスピードが出てくる場合がある。これやっ
たつて、いまの法規からいつたつて、すぐ違反と
かなんとかいふことでなくて、その場合に、いま
言つたように二十五キロも、場合によつては三十
キロも出ることもあるかもしれせん。ですから、
これはさっきの綾田さんがおつしやつたよう
に、これを検討する際、これは追ひ抜きのことに
ついては全然考慮しないといふわけじやないけれ
ども、これを考える場合の要素としてはあまり適
当なものじやないと思ひます。普通のやつてお
るところ、これはもちろんスピードを出し過ぎて
追ひ越しをしたことによつて云々といふことも出
てきますけれども、ですから一般的に、いま言つ
たスピードの出し過ぎによつて事故が起こるとい
ふようなことの心配のためにみんなやっていると
きなんです、そういうことを考えてやつてい
きますと、かりに四十キロだ、四十キロで多少
オーバーしても五十キロ、五十五キロ、十キロ

か、十五キロだつたら、そう心配ないと思ひ。自
分をやつてみて、やつぱり四十キロじやちよつ
とまだろつこしいのです。五十キロ、五十五キロ
でまあまあ車に乗つたやうな感じがするのです。
それによつて事故がどうのこうのといふ心配はな
い。ところが二十五キロまで許される。――まあ
金は取られますけれどもね。となると、二十五キ
ロですから、六十キロ、六十五キロはまあいい
が、七十キロを越すといふのは、これはやつぱり
心配ですね。まして五十キロとか六十キロの線に
きめられておるところを、さらに二十五キロオー
バーして八十キロだ、八十五キロでいいんだとい
ふことになつて――まあ、いいわけじやなく
て、いま言つたように反則金は取られますけれど
も、いゝゆる悪質のものといふ見られたいといふよ
うなことでもやられますと、松本先生がおつしやつ
たような心配を私もちよつと持ちますし、もしこ
ういふところで線を引くとすれば、せいぜい十五キ
ロか二十キロ、十五キロぐらゐのところを線を引
く。しかし、実際の判定といふますか、認定とい
いますか、これだつてなかなかむずかしいのです
からね。場合によつては二十キロ出ているかもしれ
ませんが、その程度でやるといふふうな
ことでないと、変な話だけれども、金さえ出せば
と、そういうような気持ちの者がふえるのじやな
いかといふ心配が一方にある。

こういう問題ですからね。どうもそこら辺が少
し、これはいろいろ科学的な検討の結果といふふ
うにおつしやつておりますけれども、心配です
ね。ですから、これからもうつとこまゐいそれをおつ
くりになると思ひますが、その際に、もう少しこ
れの、たとえば十キロ程度のときは幾らとか、十
五キロ程度のものは幾らというところで、金で差等
がついていくような仕組みになるだろうと思ひま
すから、もしそういうあれでしたら、ひとついま
の二十五キロという問題を、今度のこまゐいのを
つくる際に、何とか考えてもらいたいと思ひので
すがね。そうでないと、まあくだいようござい
ますけれども、たとえばさつき指導課長の綾田さ

んからお話があったように、車のスピードを出して、とまる場合の距離、これは五十と五十五、六十五とかなり違います。さらにいまだ言ったように、もし五十という制限があるときには、七十五出そうということになると、これまた心配ですからね。そこら辺ひとつ慎重にやるべきでないだろうか、こう思いますが、ひとつあわせて……。

○松本賢一君 ついでにもうひとつと。

答弁になる前に、いま鈴木委員も言われたのですけれども、これは大臣の答弁をお願いしたいと思ひますが、もつと慎重なところに、いま鈴木さんも言われたとおり、十五キロなら十五キロというところを線引いて、そうして、もう危険のないところだったという場合には、情状によつて多少の酌量を加えるというようなことはされてもいいと思ひますが、一応線はもつと慎重なところを引いておくべきじゃないか。

たとえばこの統計を見ても、十キロ未満の違反というものは非常に少ない。ところが、十キロ未満の違反というものは実際には一番多いわけですね。それはあらゆる場合に十キロ未満の違反をやつてゐる。ところが、件数としてあらわれるのは少ない。ということは、皆さんが太目に見ておられるということですね。それと同じように、十五キロというところを線引いておいて、そうして二十五キロまでの間情状によつて大目に見るというところのほうで、われわれとしてはそのほうが望ましいのではないかといいことであつて、二十五キロというところを線引いておられると、いついかなる場合でも、相当悪質な違反であつても、これはもうこの扱いになつてしまふのだというところになつてしまふからね。そうすると、この上の情状酌量というものをいふと、かりに十キロの情状酌量を見ますと、三十五キロまでというようになつてしまふ。そうなるとうたいへん危険なことになつてくるので、こういう点についてひとつ大臣の御感想を承つておきたい。

○国務大臣(藤枝泉介君) 今回の二十五キロまで

にきめましたのは、先ほどお答えいたしましたように、科学警察研究所の研究あるいは実務家の経験その他を十分に参考にしてきめたわけでございます。まあそれなりの理由があつたと思ひます。ただ、いま御指摘のようなことでございまして、このことが二十五キロオーバーまではいんだというふうな風潮を来すようなことがあつてはたいへんなものでございまして、その点は別途そういうことのないよう指導その他につめていかねばならないと思ひます。

それからまた、先ほど鈴木さんから御提案がございまして、先ほど鈴木さんから御提案がございまして、何かそういうようなことの補助になれば、まあ考慮いたさなければならぬと思ひます。いづれにいたしましても、相当科学的にやつたやうでございまして、また一般的に常識的にごらんになりまして、やや少しあふまないのではないかと御懸念は、私もわかるのでございまして、そういう意味においていろいろ今後よくをいたしてまいりたいと思ひます。

なおさらに、このことがもう二十五キロまでは平気なんだというやうなことになるのはたいへんでございまして、そういう点についても十分気を付けてまいりたいと思ひます。

○松本賢一君 いま大臣が言われましたように、スピードというものが交通違反の本家本元なんだという、国民のせつかつく生じつある風潮を破壊するやうな逆な結果にならないやうに、慎重な取り扱ひをしていただくと同時に、この反則金制度の中における取り扱ひについても、その中の危険性を含んだ違反というか反則については、厳正にやつていただいて、そしてひとつ国民の誤解を招かないやうによりよくお願いいたしたいと思ひます。

○委員長(仲原善一君) 他に御質疑はございませうか。——別に御発言もないやうですから、質疑は終局したものと認め、これより討論を行ないます。

御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお

述べをお願いします。——別に御発言もないやうでございまして、討論は終局したものと認め、これより採決を行ないます。

道路交通法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(仲原善一君) 多数であります。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、吉武君から、各派共同提出による附帯決議案が提出されました。よつて、本決議案を議題といたします。

吉武君の説明をお願いします。

○吉武恵市君 私は、道路交通法の一部を改正する法律案に対し、各派共同提出にかかる附帯決議案の提案をいたします。

案文を朗読いたします。

道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の交通反則金通告制度等の運用に当つては、左の諸点に留意し、事故防止における根本的かつ総合的施策の一層の推進を図るとともに、違反処理の適正確保に遺憾なきを期すべきである。

一、交通反則金通告制度の円滑なる運用を期するため、警察官の指導取締りにおける公正な態度の保持等、資質の向上のための教育を徹底し、責任ある指導のもとに、交通指導取締りの適正を図るやう配慮すること。

二、交通反則金通告制度の運用に併せて、事故予防、累犯防止のため、違反運転者の教育、適性検査及び免許更新者の素質向上のための適切な措置を拡充強化すること。

三、免許の効力の仮停止処分に当つては、いやしくも一律処分となることが運用をすることなく、違反事実及び過失の認定を慎重に行ない、その運用に過誤なきを期すること。

四、積載制限違反の取締りに当つては、雇用者、運管理者等の責任の厳正な追及に配慮

することともに、雇用者等の責任義務を道路運送管理体制のなかに確立するやう検討すること。

五、運転者養成機関の公共性にかんがみ、その指定基準、適正配置を確立強化し、併せてその指導監督育成措置を講ずること。

六、交通規制等の実施、運用の適正を期するため、都道府県ごとに、民意を反映する交通規制等の審議機関を設けることを検討すること。

右決議する。

以上でございまして。

何とぞ御賛同くださいますようお願いいたします。

○委員長(仲原善一君) ただいまの吉武君提出の附帯決議に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(仲原善一君) 全会一致であります。よつて、本附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、藤枝国務大臣から発言を求められております。これを許します。藤枝自治大臣。

○国務大臣(藤枝泉介君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重いたしまして、努力してまいりたいと思ひます。

○委員長(仲原善一君) 審査報告書の作成につきましては、先例により、委員長に御一任をお願いいたします。

速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(仲原善一君) 速記起こしていただきます。

○委員長(仲原善一君) 請願七十八件の審査を行ないます。

先刻、委員長及び理事打合せにおきまして御協議いたされましたものにつきまして、専門員から簡単に報告をさせます。

第三四五八号 昭和四十二年七月七日受理
地方公務員等の退職年金、恩給のスライド制早期

請願者 秋田県仙北郡南外村字小出 高橋

紹介議員 イチ外二十名

この請願の趣旨は、第二八八六号と同じである。

第三四五九号 昭和四十二年七月七日受理

地方公務員等の退職年金、恩給のスライド制早期実現等に関する請願(三三通)

請願者 秋田県本荘市中堅町六ノ四 土田

ハナミ外二十三名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第二八八六号と同じである。

第三四六〇号 昭和四十二年七月七日受理

地方公務員等の退職年金、恩給のスライド制早期実現等に関する請願(四通)

請願者 秋田市上新城五十丁大平七〇 石

井三男外三十名

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第二八八六号と同じである。

第三四六一号 昭和四十二年七月七日受理

地方公務員等の退職年金、恩給のスライド制早期実現等に関する請願(十一通)

請願者 秋田県大館市部垂町三四 馬場目

フミ外十名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第二八八六号と同じである。

第三四六二号 昭和四十二年七月七日受理

地方公務員等の退職年金、恩給のスライド制早期実現等に関する請願(十三通)

請願者 青森市造道字沢田一七五 杉山蓮

子外三十八名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第二八八六号と同じである。

第三四六三号 昭和四十二年七月七日受理

地方公務員等の退職年金、恩給のスライド制早期

実現等に関する請願(三十一通)

請願者 秋田県鹿角郡十和田町毛馬内下小

路 小林キミ外三十名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二八八六号と同じである。

第三六五八号 昭和四十二年七月八日受理

地方公務員等の退職年金、恩給のスライド制早期実現等に関する請願(四通)

請願者 長崎市大浦日之出町八八 渡辺栄

子外三名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第二八八六号と同じである。

第三八三二号 昭和四十二年七月十一日受理

地方公務員等の退職年金、恩給のスライド制早期実現等に関する請願(二通)

請願者 長崎市江の浦町六ノ七 田中久子

外一名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第二八八六号と同じである。

第四〇八五号 昭和四十二年七月十三日受理

地方公務員等の退職年金、恩給のスライド制早期実現等に関する請願

請願者 新潟市宝町一ノ五五 藤井淑

紹介議員 山高しげり君

この請願の趣旨は、第二八八六号と同じである。

第三六二二号 昭和四十二年七月七日受理

市町村が行なう有線放送電話に対する助成拡充等に関する請願(二通)

請願者 山口県玖珂郡大島村長 広重武

一外一名

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第二二六三三号と同じである。

第三六五九号 昭和四十二年七月八日受理

市町村が行なう有線放送電話に対する助成拡充等

に関する請願(二通)

請願者 山口県玖珂郡美和町美和町長 相

川勉外一名

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第二二六三三号と同じである。

第三七四二号 昭和四十二年七月十日受理

市町村が行なう有線放送電話に対する助成拡充等に関する請願

請願者 福島市中町七ノ一七福島県農事放

送協議会内 棚辺四郎

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第二二六三三号と同じである。

第三八三三三号 昭和四十二年七月十一日受理

市町村が行なう有線放送電話に対する助成拡充等に関する請願

請願者 山梨県甲府市丸ノ内一ノ六ノ一山

梨県総務部広報課内山梨県有線放

送協議会内 橘田茂男

紹介議員 廣瀬 久忠君

この請願の趣旨は、第二二六三三号と同じである。

第三八三四号 昭和四十二年七月十一日受理

市町村が行なう有線放送電話に対する助成拡充等に関する請願

請願者 京都府綾部市若竹町八ノ一綾部市

長 志賀清六

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第二二六三三号と同じである。

第三八三五号 昭和四十二年七月十一日受理

市町村が行なう有線放送電話に対する助成拡充等に関する請願

請願者 和歌山市美園町五ノ五〇ノ二和歌

山県農村有線放送協議会内 小川

千春

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第二二六三三号と同じである。

第四〇一八号 昭和四十二年七月十二日受理

市町村が行なう有線放送電話に対する助成拡充等に関する請願(四通)

請願者 京都府相楽郡南山城村南山城村

長 阪井国太郎外三名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第二二六三三号と同じである。

第四〇八六号 昭和四十二年七月十三日受理

市町村が行なう有線放送電話に対する助成拡充等に関する請願(三三通)

請願者 新潟県岩船郡荒川町大字山口四四

四荒川町長 金子忠治外二名

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第二二六三三号と同じである。

第四〇八七号 昭和四十二年七月十三日受理

市町村が行なう有線放送電話に対する助成拡充等に関する請願

請願者 埼玉県東葛飾郡杉戸町地二ノ九

ノ二九杉戸町長 今井金太郎

紹介議員 土屋 義彦君 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第二二六三三号と同じである。

第四一四五号 昭和四十二年七月十三日受理

市町村が行なう有線放送電話に対する助成拡充等に関する請願

請願者 京都府舞鶴市北吸町舞鶴市長 佐

谷靖

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第二二六三三号と同じである。

第四〇八一号 昭和四十二年七月十三日受理

東京都豊島区旧高田本町一・二丁目の住居表示変更に関する請願

請願者 東京都豊島区雑司が谷二ノ一ノ

一 大山正忠

紹介議員 藤原 道子君

東京都豊島区旧高田本町一・二丁目の町名は、昭

和四十一年十一月一日以降は、豊島区第三次住居表示の実施により、雑司が谷の町名に変更されたが、これを「東目白一・二丁目」という町名に変更されたい。なお、住居表示の実施にあつては、民意の尊重を第一とし、画一的方法を排し、その地域の特殊情勢を勘案するよう現行法中に明文化（住居表示法第三条第四項を、第一条第二項として加え、「努めなければならない」を「行なわなければならない」と修正する）されたい。また、住居表示実施後でも、部分的に著しく不当もしくは不都合を生じた場合は、すみやかにこれを是正する救済規定を設けるとともに、実施済地域であつても修正できるという特別規定を付加されたい。

（別紙、参考地図添付）

第四〇八二号 昭和四十二年七月十三日受理
東京都豊島区旧高田本町一・二丁目の住居表示変更に関する請願

請願者 東京都豊島区高田二ノ一六ノ一
七 福田力

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第四〇八一号と同じである。

第四〇八三号 昭和四十二年七月十三日受理
東京都豊島区旧高田本町一・二丁目の住居表示変更に関する請願

請願者 東京都豊島区雑司が谷二ノ一ノ一
一 高田嘉
紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第四〇八一号と同じである。

第四〇八四号 昭和四十二年七月十三日受理
東京都豊島区旧高田本町一・二丁目の住居表示変更に関する請願

請願者 東京都豊島区高田二ノ一八ノ二一
東目白町名実現促進会内 吉田庫
之助外二千二百九名
紹介議員 岡田 宗司君

この請願の趣旨は、第四〇八一号と同じである。

第四一一一号 昭和四十二年七月十三日受理
住居表示に関する法律改正に関する請願

請願者 東京都豊島区西池袋二ノ三一ノ三
婦人之友社内 野村潤

紹介議員 鈴木 謙君

住居表示施行方針をいつそう明確化し、住居表示の紛争解決を図るため、住居表示に関する法律を改正されたい。

なお、住居表示が実施済みの地区についても、実施上の不備が認められるものは、再度町名の改正ができるという特令を付加し、また、再度町名変更をする場合、町名変更登記等に関するすべての課税を住居表示に関する法律によるいつさいの手續きに準じて取り扱うことを条文として付加されたい。

理由

一、多くの住居表示に関する紛争は、その成立が不当であることから起こる。
二、地理的、歴史的ゆいしよをより尊重する必要がある。
三、民意の尊重と住民の生活根拠をより考察する必要がある。（「目白の町名を希望する理由書」等添付）